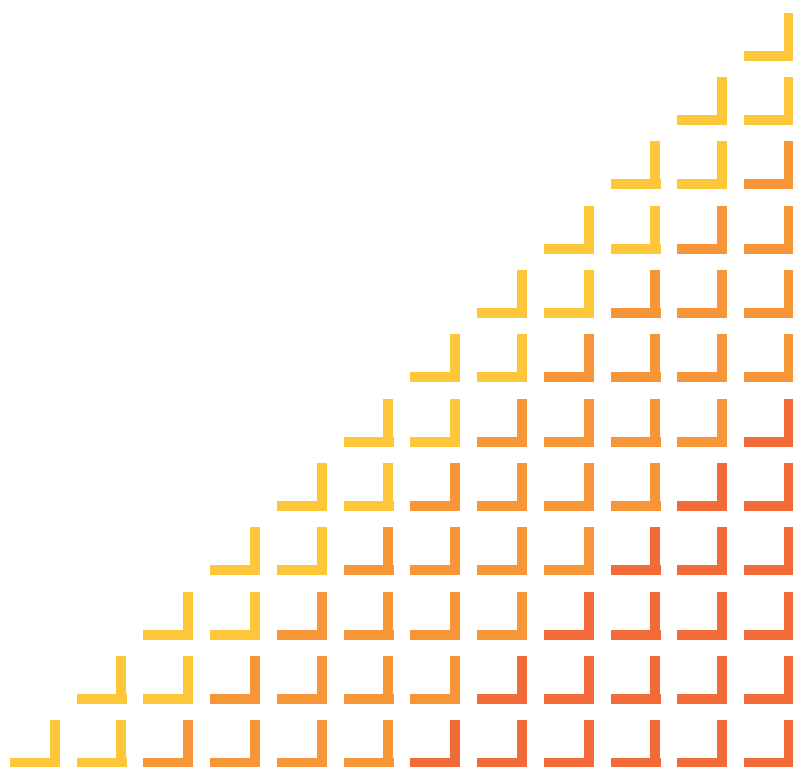


ガイドライン

# 体罰の根絶に向けて

—指導力のさらなる向上を図るために—



## 体罰を根絶するために

私たち教職員は、児童生徒の人権を尊重し、楽しく学び自ら成長しようとする意欲を育む教育活動の実践に努めなければなりません。

体罰は、子どものからだに癒しがたい苦痛を与え、人間としての尊厳を傷つけ、信頼関係を一瞬にして失わせるものです。体罰を受けた子どもは、恐怖心にさいなまれながら学校生活を送り、知らず知らずのうちに暴力容認の気質を持つことさえあります。厳しく指導することと体罰を行うことは全くの別物であり、学校教育の場において、体罰はいかなる場合でも決して許されるものではありません。

一般の社会を考えてみてください。他人の身体を傷つける行為は暴行や傷害であり、刑事事件として扱われます。一方、学校においては、厳しく指導するために、あるいは教師の威厳を保つために体罰が容認される考えが一部にあり、「信頼関係があれば少々の体罰は許される」「生徒指導や部活動に体罰は必要」という雰囲気は未だに払拭されていません。

教職員の皆さん。たとえ信頼関係があったとしても、厳しい指導が必要であっても、体罰という暴力行為は絶対に許されません。また、体罰を行うことはもとより、体罰を見て見ぬふりをするのもあってはなりません。「自らに体罰を容認する考えはないか」、厳しく自己を問い直してください。

子どもたちを育むためには、時として厳しい指導が必要な場合もあります。皆さんが萎縮したり、躊躇したりすることがないように、自らの指導力を高めるとともに学校としての指導体制を整え、毅然とした態度で子どもたちと向き合ってください。

このガイドラインでは、体罰に関する認識を深められるよう、具体的な指導場面における対応・対処についても例示しました。校内研修や服務規律委員会等で活用し、すべての子どもたちが生き生きと学ぶ学校づくりに役立てていただきたいと思います。

平成25年5月

長崎県教育委員会教育長 渡辺 敏則

# 目 次

## 体罰を根絶するために

1	体罰の定義	1
	体罰とはどのような行為か？	1
2	体罰の背景	2
	体罰を容認する環境とは？	2
	体罰を行う心理とは？	3
3	体罰の影響	4
	体罰が及ぼす影響とは？	4
4	体罰に対する責任	5
	体罰によって問われる責任とは？	5
5	体罰のない学校づくりに向けた研修	6
	研修の必要性	6
	指導力と組織力を高める研修	7
	(1) 児童生徒理解に基づく指導力を高めよう！	7
	(2) チームとして対応しよう！	11
6	体罰に係る事例	15
	事例1 (学校行事中の事例)	15
	事例2 (授業中の事例)	16
	事例3 (学習指導中の事例)	17
	事例4 (清掃指導中の事例)	18
	事例5 (容儀指導中の事例)	19
	事例6 (部活動中の事例)	20
	事例7 (特別な配慮を要する児童生徒に対する事例)	21
7	体罰根絶に向けたチェックリスト	22
	< 参考資料 >	24
	体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知)	24
	(24文科初第1269号 平成25年3月13日 文部科学省)	
	問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)	28
	(18文科初第1019号 平成19年2月5日 文部科学省)	

## 1 体罰の定義

### 体罰とはどのような行為か？

児童生徒の指導に際し、教員等が行った行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、心身の発達状況などを総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

その行為が、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害や、長時間にわたって正座や起立をさせるなど、特定の姿勢をとらせるといった肉体的苦痛を伴う行為に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

### 体罰の例

通常、体罰と判断される行為

#### <身体に対する侵害行為>

- ・ 殴る、蹴る、つねる等
- ・ ボールペンを投げつけ、児童生徒に当てる
- ・ 突き飛ばして転倒させる

#### <肉体的苦痛を与える行為>

- ・ 用便のため室外に出ることを許可しない
- ・ 指導のため、長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許可しない
- ・ 正座等を長時間にわたって保持させる

### 認められる懲戒と正当な行為の例

通常、懲戒権の範囲内と判断される行為（ただし、肉体的苦痛を伴わないものに限る）及び正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為

#### <認められる懲戒>

- ・ 放課後等に教室に残留させる
- ・ 授業中、教室内に起立させる
- ・ 学習課題や清掃活動を課す
- ・ 学校当番を多く割り当てる
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる

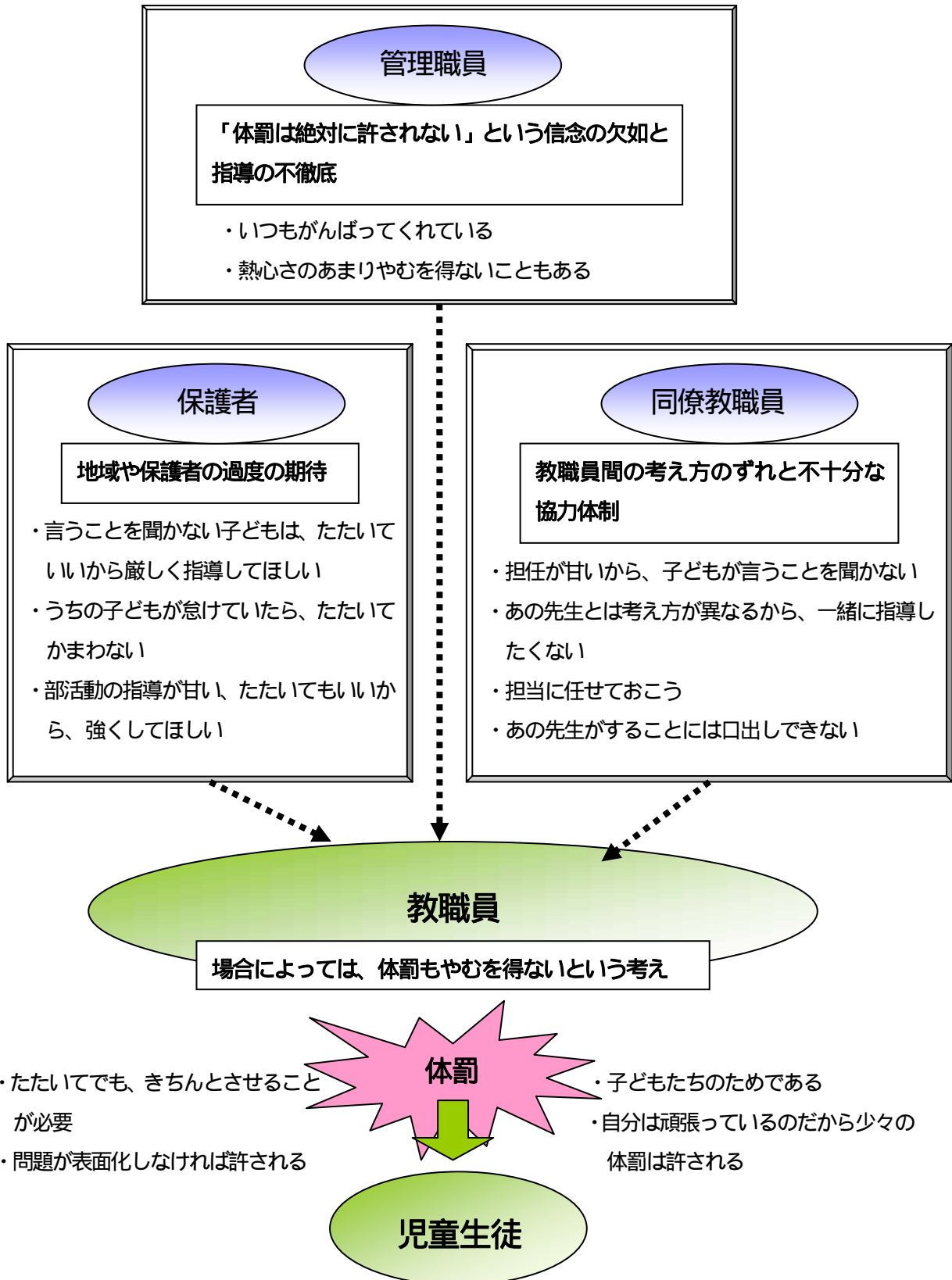
#### <正当な行為>

- ・ 教職員に対し暴力を振るった児童生徒の体を押さえつける
- ・ 他の児童生徒を殴った者の肩をつかんで引き離す
- ・ 集会を妨害する児童生徒の腕を引っ張って外に出す
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる

懲戒とは、例えば学校の秩序を乱すような児童生徒に対して行う指導行為

## 2 体罰の背景

### 体罰を容認する環境とは？



## 体罰を行う心理とは？

### 児童生徒の言動

- ・指導を受け入れず、横柄な態度や反抗的な態度をとる
- ・問題行動を起こす、ルールや規律を守らない
- ・暴言を吐く、指導を無視する
- ・練習にやる気が感じられない

これぐらいは(常態化)  
体罰が必要(正当化)

いきなり(衝動的)  
かっとなって(感情的)



### 児童生徒の人権への認識不足

児童生徒は未熟であり、生徒指導や部活動では、厳しい指導としての体罰が必要だ。

体罰

学習指導の場

生徒指導の場

部活動指導の場

- ・自分自身の指導方法に対する過信
- ・子どもたちへの指導という名のもと、自分自身が厳しい教師として評価されたいという思い
- ・集団の規律が守れないのは連帯責任という考え
- ・教職員としての威厳を保ちたいという考え
- ・子どもの問題行動をその場で収めようとする考え
- ・戒めとして痛みを覚えさせることも必要という考え
- ・これまでの経験から体罰で問題は収まるという考え
- ・結果に対するプレッシャーや結果を出したいという焦り
- ・指導者としての実績をあげたいという自分本位の考え
- ・期待するからこそ精神的に追い込む指導が必要という考え

### 3 体罰の影響

#### 体罰が及ぼす影響とは？

##### 子どもたちへの影響

- ・痛くてたまらない
- ・思い出すのも苦しい
- ・なぜたたかれなければならないのか。納得できない
- ・先生が怖くて安心して授業が受けられない
- ・恥ずかしい思いをした、自分のプライドが傷つけられた
- ・勉強する気が起こらない
- ・先生に暴力が許されるならば自分にも許される

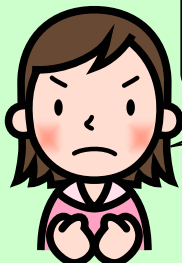
- ・体罰を受けたことへの悲しみと怒り
- ・身体的、精神的な苦痛や恐怖心
- ・学校生活への意欲の低下
- ・教師不信と学校不信
- ・暴力やいじめ容認の気質の植え付け（暴力の連鎖）

##### 保護者や地域への影響

- ・なぜ子どもがたたかれなければならないのか
- ・子どもを傷つけることは絶対に許さない
- ・体罰をしたことの説明も謝罪もない
- ・学校の言うことは信用できない、身内に甘い
- ・信頼関係がなくなった
- ・この学校は体罰が日常化している

- ・体罰を受けたことへの悲しみと怒り
- ・学校への信頼感の喪失と不信感の増幅
- ・関係する保護者間の対立・葛藤
- ・地域との信頼関係の悪化
- ・校長の学校経営への不信

#### 生徒や卒業生、保護者から寄せられた声



子どもたちへの暴力がひどくて、あの時の光景は忘れられません。訴えようかとも思いました。（卒業生の親の声）

体罰を受け、その苦しみを誰にも相談できず、一人我慢していたようです。このようなことが不登校などの原因につながるのではないのでしょうか。（卒業生の親の声）

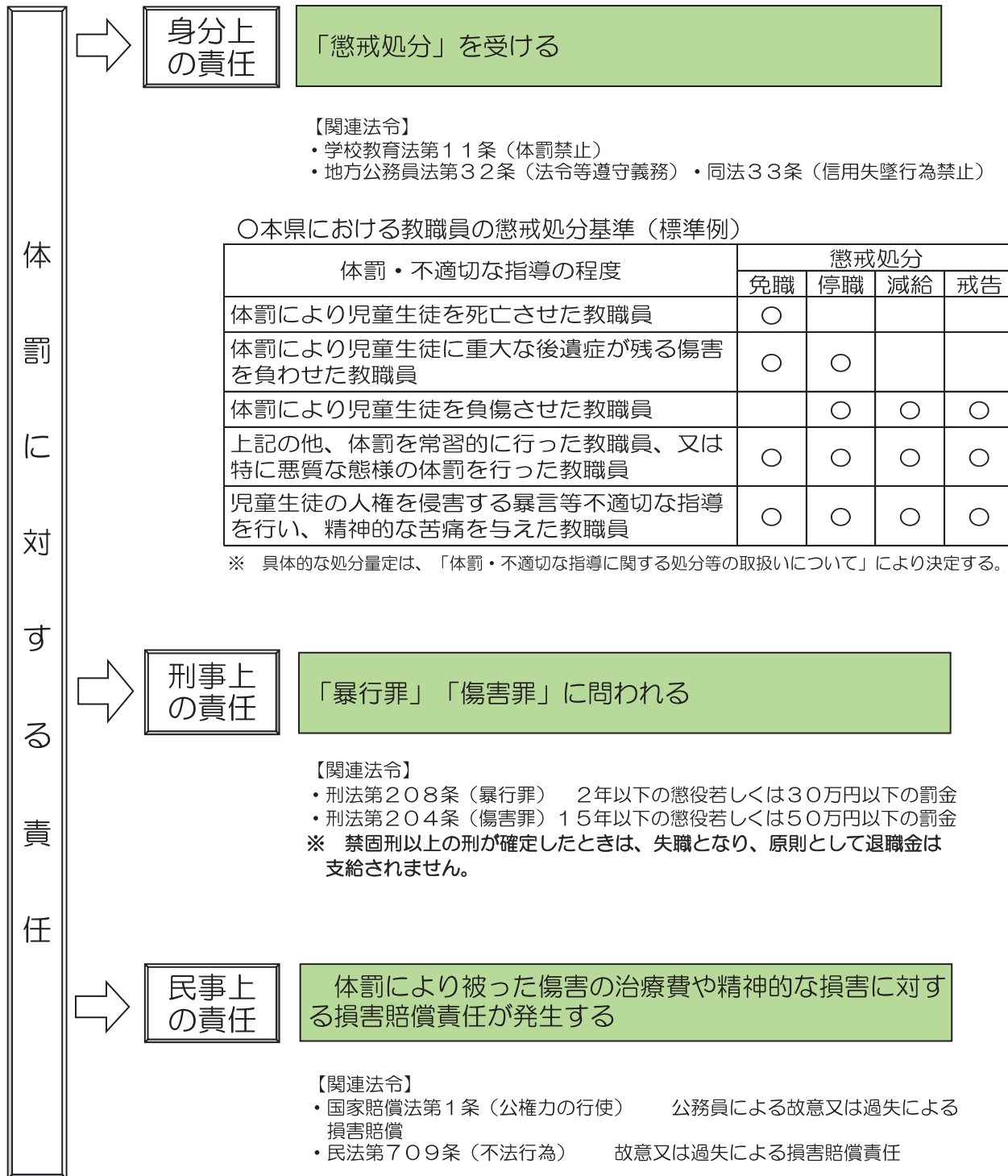
非常に恨んでます。憎んでいます。フラッシュバック現象で、当時の暴力が今でも鮮明に思い出されます。（卒業生の声）



理不尽な部活動の指導に不満を持っていますが、先生が怖くて逆らえません。（生徒の声）



## ■ 体罰によって問われる責任とは？





## 5 体罰のない学校づくりに向けた研修

### 研修の必要性

ある中学校教師が行った体罰行為に対して、慰謝料の請求が認められた判決文の一部が次の内容です。

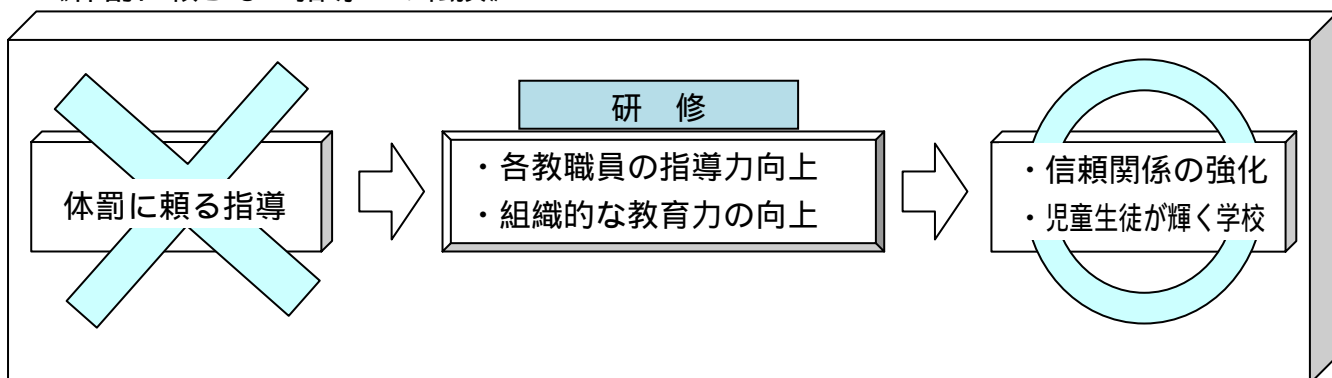
「戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植えつけることとなる。」

(平成8年9月17日 東京地裁判決)

平成8年にこうした警鐘が鳴らされているにもかかわらず、現状を省みると「教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえない」といった風潮は完全には拭い去られていません。一連の体罰問題はこうした「体罰擁護論」を背景としており、改めて児童生徒に対する教職員の指導の在り方が問われています。今こそ私たち教職員は、体罰に頼らない指導の在り方を早急に確立しなければなりません。

児童生徒はだれしも潜在的には「分かりたい」、「できるようになりたい」、「成長したい」という願望を抱いています。そうした児童生徒一人一人の意欲をさらに引き出すような指導方法の研究を、個人レベル、学年や学校レベルで行ってください。それがひいては、教職員との信頼関係を土台に児童生徒がさらに生き生きと輝くような学校づくりにつながるはずです。

#### 《体罰に頼らない指導への転換》



## 指導力と組織力を高める研修

(1) 児童生徒理解に基づく指導力を高めよう！



あなたは、次のような子どもの言動に  
どのように対応しますか？

### 生徒指導中において

#### ケース

授業中、何回注意しても机に顔を伏せたままの生徒の近くに行き、顔を上げさせようとしたとき、「うるさい！」と言われた。

#### ケース

学年集会で名札忘れのことを指導しようとしたとき、名札を忘れていた児童生徒が指導に従わず、全員の前で反抗的な目でにらんできた。

### 部活動指導中において

#### ケース

何回指導しても、自分の指示通りのプレーができないので、再度指導しようとして近くに呼んだが、下を向いたままで顔をあげようとしなかった。

#### ケース

試合中、どんなに叱咤激励してもプレーに一生懸命さが感じられず、試合後も反省していないように感じた。

### 指導のポイント

子どもの問題行動には、毅然とした態度で向き合うこと、また、子どもの心に響く「言葉」で指導することを校内研修等で共有しましょう。  
子どもがパニックなど、心理的に不安定になった場合には、特に冷静な対応を心がけましょう。  
友達に危害を加えたり、危険な行為をしたりした場合は、感情的に叱ったりせず、冷静かつ毅然とした態度で対応しましょう。  
厳しい指導をした後は、一緒に振り返りをしながら精神的なフォローを忘れないようにしましょう。  
いつまでに、どれだけ取り組めばよいのかなど、活動の見通しを持たせ、子どもが自分の成長を意識できるようにしましょう。  
注意や叱責で問題となる行動をやめさせるよりも、周囲から認められる行動とはどういうものか機会を逃さず具体的に指導しましょう。

**重点事項****上手な褒め方や叱り方を磨きましょう！**

感情的に叱っていませんか？

行動や結果の良かった点(悪かった点)を具体的に伝えましょう。褒めるときは人間性も褒め、叱るときは人間性や能力は否定しないようにしましょう。

レッテルを貼ったり、ある一面だけを見て判断したりしていませんか？

児童生徒の言動についてよく観察し、多面的な人物把握に努めましょう。

表面的な褒め方になっていませんか？

例えば、「凄いね！どうやってやったの？」と問いかけ(質問形式の賞賛) 児童生徒に語らせることで、自尊感情を高めましょう。

児童生徒の自己肯定感が高まるような言葉かけの工夫を行っていますか？

「ありがとう」の一言にも気持ちを込めましょう。

これまで効果があった(なかった)事例を具体的に挙げながら意見交換をしましょう。

**重点事項****表現力を磨きましょう！**

話の内容は児童生徒の目線で語るよう心がけていますか？

児童生徒の興味や関心について気を配りながら話をしましょう。

心に響くような話(講話)を日頃から心がけていますか？

話(講話)の内容は予めまとめておくとともに、資料を準備しましょう。

児童生徒のやる気が高まるような語りかけを日々心がけていますか？

(例)「君にはこんなところがあるから、君ならきっとできるよ。」

身近な先輩や同僚の先生方の指導を参考にしていますか？

先輩や同僚の先生の授業を観たり、話を聞いたりするだけでなく、積極的に自分の授業を観てもらったり、話を聞いてもらって、指導の参考にしましょう。



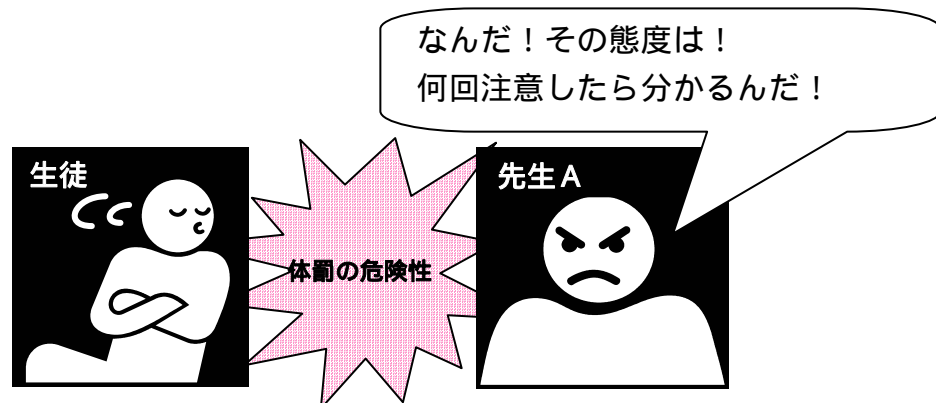
これまで効果があった(なかった)事例を具体的に挙げながら意見交換をしましょう。

**Check!** 教職員への尊敬の念は、指導者自身の人間力や専門性を高めることから生まれることを忘れないようにしましょう！

体罰等が発生しそうな状況を想定した上で、そのようなときにどのように対応するかを事前に考えておくことは大変大切なことです。その際、具体的な場面を想定したロールプレイによる研修を実際にやってみましょう。

## 想定 1

反抗的な態度を繰り返す生徒に対して、次の場面のようについカッとなったときの対応方法について考えてみましょう。



## 指導のポイント

感情的になっている自分を客観的に、第三者の目で見つめましょう。  
深呼吸をするなどして、冷静に、言葉で諭すように心がけましょう。  
場合によっては、時間をあけて指導するなど、その場だけでの解決を求めないようにしましょう。  
事後指導をする場合は、状況を他の教職員にも説明し、対応をともに考えましょう。

あなたならどのような対応をしますか？

諭すことばとしてどのようなことばが有効か考えましょう。

## 【参考資料 上手な叱り方のために】



「どうしてあんなにも怒ってしまったんだろう？ちょっと、言い過ぎたかな？」  
こんな経験ありませんか？

### アンガーマネジメントとは？

アンガーマネジメントとは、1970年代にアメリカで始まった「怒り（anger）」の感情を「マネジメント（management）」（コントロール）するための心理技術で、仕事や人間関係を良好に保つために様々な分野で取り入れられています。

#### アンガーマネジメントの一例

##### ディレイテクニック

カッとなったとき、反応を遅らせる（ディレイ）方法。「100、97、94・・・」と100から3ずつ引く（カウントバック）など。怒ることと計算することは同時にできないため、カッとなることを防ぐことができます。

##### コーピングマントラ

予め用意していた自分だけのマントラ（呪文）を、怒りが爆発しそうになったり、イライラしたりしたときに自分の中で唱える方法。例えば、「ここでたたいても何の解決にもならない！」と言い聞かせるなど。

##### リフレーム

目の前の状況に対する見方を変えるために自分自身に質問する方法。「この怒りの感情は、独りよがりでは？」と考えたり、宿題を忘れた理由を「怠けた」というフレーム（見方）から「やろうとしても分からなくてできなかったのでは？」「体調不良でできなかったのでは？」に変えたりするなど。

##### アンガーログ（怒りの記録）

いつ、どこで、どんなときに、どれくらい怒ったかを記録していくと、自分の怒りの傾向がわかり、イライラや怒りを少なくしていくことができます。

参考文献 『アンガー・マネジメント』安藤俊介著（大和出版）  
『中学校におけるアンガーマネジメントの試み』岡山県教育センター紀要

## (2) チームとして対応しよう!



次のような状況を解消するにはどうしたらいいでしょうか。また、家庭や地域社会からの様々な声にはどのように対応したらいいのでしょうか?

### 組織的な指導体制の確立について

- ケース 体罰のことが話題になっているのに、具体的な対応をしようとししない。
- ケース 生徒指導で担当者が苦勞しているのに、協力体制がとられていない。
- ケース ある部活動では、外部指導者に任せっきりになっている。
- ケース 生徒指導については、いつも特定の職員だけが対応している。
- ケース ある先生の指導に対しては、誰も何も言えない。
- ケース 児童生徒の問題行動について、教職員に情報が共有されるまでに時間がかかる。
- ケース 部活動の運営に関して、指導者の方針に従うだけで、同僚や保護者は何も言える状況にない。

### 家庭や地域社会との連携について

- ケース 「先生、うちの子が言うことを聞かなかつたらたたいてもいいから厳しく指導してください」と言われた。
- ケース 学校からは「どうぞ、いつでも学校に来てください」と言われるけれど、敷居が高く気軽に行けない。
- ケース 学校は、保護者や地域住民に協力を求めるけれど、先生たちは地域の活動に協力してくれない。

### 指導のポイント

生徒指導に当たっての方針・基準を明確にし、すべての教職員で共通理解を図りましょう。

生徒指導部や学年の教職員だけで指導する等の抱え込み指導に陥ることなく、「組織として動くために、今自分がなすべきことは何か」という方向で対応しましょう。

教職員間の信頼関係を高め、互いの指導方法に対して忌憚のない議論ができる職員室にしましょう。体罰を容認する雰囲気は払拭しましょう。

学校行事や授業参観等を地域に案内するなど、多くの地域住民が学校へ足を運んでいただける努力をしましょう。

地域に開かれた学校として、保護者や地域住民、関係機関等と信頼関係を築き、連携協力して児童生徒の育成に取り組みましょう。

**重点事項****教職員間の協力・連携を図る**

生徒指導が一部の教員に依存した状態になっていませんか？

教職員のチームワークが乱れ、教育効果が高まりません。

指導基準や指導方法について、教職員の足並みは揃っていますか？

特に容儀や頭髪等における指導基準や指導方法については、児童生徒の不公平感や教職員に対する不信感が生じないように、教職員間の合意形成を図りましょう。

教育相談体制の充実が図られていますか？

児童生徒の不安や悩みに積極的に耳を傾ける体制を整えましょう。

あなたの学校の指導体制の実態について話し合ってみましょう。

**重点事項****保護者や地域との協力・連携を図る**

保護者との協力・連携は密に行われていますか？

児童生徒の問題行動だけでなく、良いことについても報告しましょう。

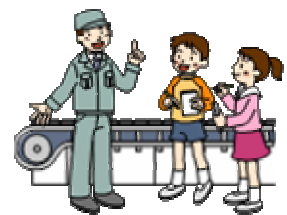
保護者が学校生活の様子を見る機会は設定されていますか？

見られているという感覚が児童生徒及び教職員の意識を変えます。文化祭や運動会(体育大会)だけでなく、授業参観やちょっとした行事に気軽に保護者が学校を訪れる機会をつくりましょう。

地域との協力・連携は図られていますか？

地域と学校が一体となって児童生徒を支える体制づくりが必要です。また、地域の力を借りるだけでなく、教職員も積極的に地域の行事に参加しましょう。

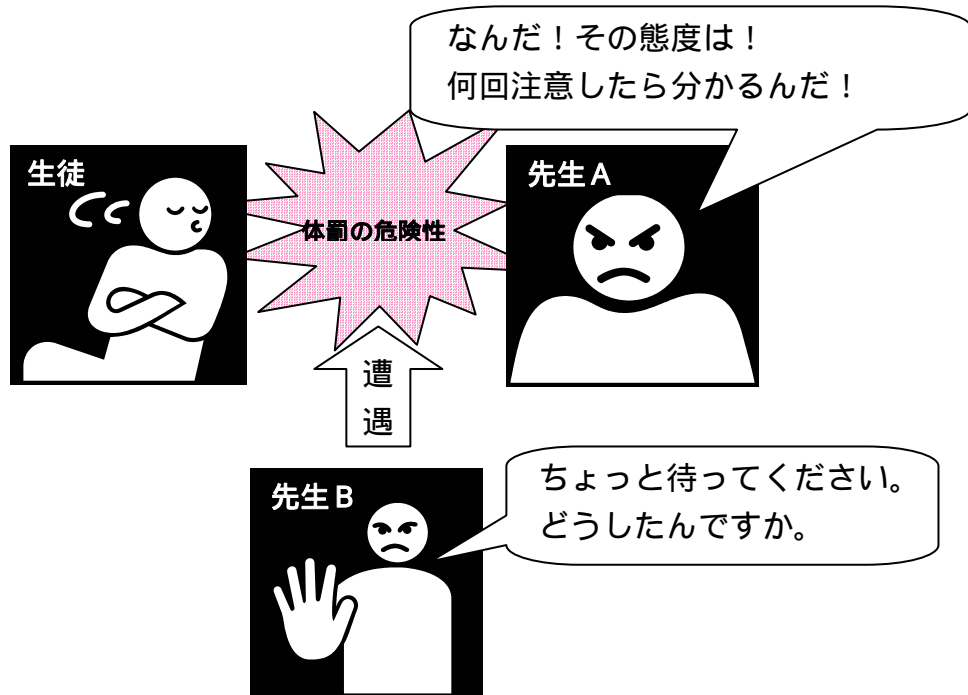
あなたの学校における保護者や地域との連携の実態について話し合ってみましょう。



**Check!** 教職員一人の力には限界があります。指導効果を高めるためにはチームで対応し、保護者や地域の方々との協力・連携を図りましょう！

想定 2

P. 9「想定 1」のような体罰の発生が懸念される場面に、自分（先生 B）が第三者として遭遇したときの対応方法について考えてみましょう。



指導のポイント

先生 A が冷静になれるような言葉かけを早めに行いましょう。

(例)「どうしたんですか?」「何があったんですか?」

「冷静になってください!」「体罰はダメですよ!」といった発言は逆効果になる場合もあります。

生徒の声に耳を傾けたり、心境を確認したりした上で、再度時間をあけて指導する機会をつくりましょう。

(例)先生 B :「(生徒に対し)態度については悪かったと思っているの?」

生徒 :「はい。」

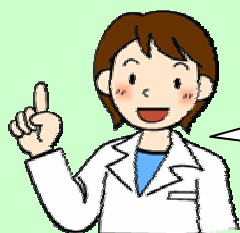
先生 B :「(先生 A に対し)では、放課後改めて時間をつくるということではどうですか?」

あなたなら先生 A に対してどのような声かけをしますか?

あなたなら生徒に対してどのような声かけをしますか?



## 【参考資料 組織力を活用した指導方法】



生徒指導について一人で悩んでいませんか？ また、周囲にそのようなことで思い悩んでいる先生はいませんか？

### 協力・連携の効果とは？

児童生徒が地域の方々や保護者と触れ合ったり、教職員どうしが協力・連携することにより、児童生徒の自尊感情や自己肯定感を育む機会が多くなります。同時に望ましい人間関係の育成にもつながり、体罰や暴言が危ぶまれる場面が減少するなどの効果が期待できます。

#### 協力・連携により効果が高まった事例

##### 教職員間の協力・連携

「生徒指導は学習指導、学習指導は生徒指導」を合言葉に学級の枠を取り外した少人数教育を実施した結果、児童の学習態度に大きな変容が見られた。指導の基準を再度明確にし、「どの教職員も同じことを言う」ことに努めた結果、生徒の生活態度に変化が見られた。

1クラスを5～6のグループに分け、グループごとに教職員が入って20分間程度、自由に話す「コミュニティタイム」を実施。教員、生徒たちから大変好評であった。

##### 地域・保護者との協力・連携

保護者が年に2回、校内の花植え活動を行い、花の水やりは、児童が行っている。また、地域の方を招いての給食週間も実施しており、地域や保護者が学校を支える体制ができている。

地域の方から指導を受けて生徒が野菜の栽培を行っており、収穫の際には「感謝の会」を開催するなど、地域の方との積極的なコミュニケーションが生まれ、学校全体が落ち着いてきた。

役所が地域の施設や高齢者から要望を取りまとめ、それに基づいてボランティア活動を実施している。地域と生徒との交流が増すと共に、地域からの評判も高まり、自然と生徒達の自己肯定感が高まっている。



参考文献 『人権教育をすすめるために』（第46集）長崎県教育委員会（平成25年3月）

『暴力行為のない学校づくりについて（報告書）』暴力行為のない学校づくり研究会（平成23年7月）

## 6 体罰に係る事例

事例1～7は、様々な教育活動の中で起こりやすい体罰事例であり、以下にはその事例における当該教職員の心理や児童生徒・保護者の心情、事案による影響、対処方法等についての主なものを示しています。

校内研修等においても、これらを踏まえた上で他の見方や考え方はないか、さらにはどのようにすれば体罰を根絶できるかについて協議してください。

### 事例1（学校行事中の事例）

A教諭は、運動会を成功させようと、係の仕事をまじめにしない児童に対して、きちんと行うよう指導していた。しかし、当該児童が言い訳をしたため、まわりに教職員や保護者がいる中で、乱暴な言葉を浴びせながら、頭や頬を複数回たたいた。

#### 【A教諭の心理・判断】

「行事を成功させるためには、係の仕事が滞りなく行われなければならない。」

「自分勝手な行動をとる児童を見過ごせば、他の児童に対して示しがつかない。」

「言い訳に対し、言葉で諭すことができない自分の指導力のなさを情けなく思う。」

#### 【児童や保護者の心情等】

<当該児童>

「自分だけでなく、他の児童も係の仕事をまじめにしていない。」

「A先生は、自分の話をきちんと聞き入れてくれない。」

<保護者>

「子どもも反省しなければならないが、何度もたたくやり方はいかがなものか。」

「A教諭の周りにいた教職員は、体罰を止めるべきではないか。」

#### 【事案による影響等】

当該児童は、A教諭の指導を無視したり反抗したりするなど、指導が困難になった。体罰を目撃した保護者たちの学校への信頼を失うことになった。

#### 【対処方法の一例】

児童生徒の気持ちをしっかり聞くなど、冷静かつ客観的視点で対応する。

行事の成功という目的はあるものの、自らの職責を果たすために、体罰は必要ないことを自覚する。

児童生徒への指導については、同僚等と共通認識を持ち、複数の教職員で対応する。

児童生徒が指導を受け入れないような態度をとった時の対応方法等を身に付けておく。

## 事例 2（授業中の事例）

授業が始まってすぐに、男子生徒が居眠りを始めた。この状況はすべての教科で年度当初から繰り返されていた。改善を図りたいと考えたB教諭は、当該生徒に起きるように指示をし、顔をあげた瞬間、B教諭が当該生徒の左の頬を、1回平手でたたいた。

### 【B教諭の心理・判断】

「授業をまじめに受けている生徒が多数を占める中、男子生徒の居眠りが続けば授業の雰囲気は損ない、進行にも大きな支障が生じる。」

「男子生徒に対する指導のタイミングを見逃さないようにしたい。」

「体罰を行ったために多くの生徒に恐怖心を与えるとともに、言葉で諭すことができない自分の指導力のなさを情けなく思う。」

### 【生徒や保護者の心情等】

< 当該生徒 >

「自分自身にも非があるが、たたかれたことにより学校に行くことが怖くなった。」

< 保護者 >

「家庭でも心配している。もう少し子どものことを理解してから指導してほしい。」

### 【事案による影響等】

男子生徒は、この事案を機に学校に行きたくないというようになった。

B教諭の授業を受けていた他の生徒たちが、B教諭に対し恐怖心を抱くようになった。

### 【対処方法の一例】

学ぶ意欲を喚起する授業づくりに関する研修や教職員による授業参観及び授業検討を行い、教師一人一人の指導力の向上を図る。

当該生徒の居眠りの原因を求め、必要に応じて心理的なケアを行うとともに、病的な居眠りなどの場合は保護者と連携し、医療的なケアを行うことも検討する。

当該生徒が怠惰なのか、身体的不調なのかによって対応は異なるものの、いずれの場合においても、学校内で共通理解を図り、対応策や指導方法を協議しておく必要がある。

### 事例3（学習指導中の事例）

C教諭は、男子生徒に対し、担当する教科の課題未提出が度重なっていたので、その教科の係を通して提出を促していた。それでも改善が見られなかったので、授業開始前、廊下に当該生徒を呼んで指導を行った。本人に理由を尋ねたところ、度重なる怠けが原因であることが分かった。そこで、当該生徒の頭を本の背表紙の部分で1回たたいた。

#### 【C教諭の心理・判断】

「与えられた課題をまじめに提出する生徒が多数を占める中、男子生徒に対し期限厳守を徹底させる必要がある。」

「男子生徒が、学業不振に陥らないためにも、指導のタイミングを逃すわけにはいかない。」

「不適切な行為を行ったため、当該生徒を萎縮させてしまった。」

「学級担任等に当該生徒の状況について尋ね、連携を図って指導を行うべきだった。」

#### 【生徒や保護者の心情等】

< 当該生徒 >

「毎日部活動を行い20時頃に帰宅しているが、他教科も含めて課題を消化できない状況にある。」

「不得意教科であるため、やる気が起こらなかった。」

< 保護者 >

「課題をしていなかったことを、家庭にも早く知らせてほしかった。」

#### 【事案による影響等】

当該生徒は、C教諭が担当する教科に対して学習意欲をなくした。

#### 【対処方法の一例】

授業改善に努め、自主的な家庭学習への意欲を高める工夫をする。

児童生徒の生活状況を観察し、質・量ともに適切な配分で学习上効果の見込める課題を精選して課すようにする。

個々の児童生徒の学習に係る状況について教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し、共通理解を図る。

複数回注意しても指導に従わない児童生徒に対する対応方法について教職員間で共通理解を図り、組織的な指導体制を確立する。

#### **事例 4（清掃指導中の事例）**

D 教諭は、最近クラスの児童の清掃に対する取組がよくなかったこともあり、清掃の時間に、いつもの監督区域以外の男子トイレを巡視した。D 教諭は、真面目に清掃に取り組んでいなかった男子児童 6 名に対して、平手で 1 発ずつ児童の頬をたたいた。その後、当該児童たちに対し、放課後に清掃をやり直させるという指導を行った。

#### **【D 教諭の心理・判断】**

「清掃時間が限られた中で、一人一人にゆっくりと諭す時間はない。」

「清掃活動の大切さを理解させるためには、放課後に清掃をやり直させることが最良の方法であった。」

「男子トイレの清掃監督に対し、きちんと指導をするよう求める必要があった。」

#### **【児童や保護者の心情等】**

< 当該児童 >

「普段は真面目に取り組んでいるのに、一度見に来ただけで頬をたたくのはどうか。」

< 保護者 >

「最初から放課後に清掃をやり直させる指導だけでよかったのではないか。」

#### **【事案による影響等】**

清掃活動は、させられるものだという間違った意識を児童たちに植え付けた。

#### **【対処方法の一例】**

校内において清掃活動の意義や手順・方法等についての指導を徹底し、各児童生徒の役割を明確にして周知する。

児童会や生徒会活動の一環として自発的な清掃活動を推進させる。

指導に従わない場合は、放課後に指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

清掃区域の監督割当を見直すなど、指導体制の点検を行う。

## 事例5（容儀指導中の事例）

E教諭は、頭髪について校則に違反していた女子生徒に、翌週の月曜日までに整えてくるように指導した。再検査を行った際、改善されていなかったため、一人だけ別室に連れて行き、理由も聞かずに当該生徒に自分の髪をその場で切らせた。

### 【E教諭の心理・判断】

「校則を遵守している生徒が多数を占める中、女子生徒の状態を見逃すことはできない。」

「生徒に対し、ルールを遵守させ、社会人としてのマナーを身に付けさせる指導を行うことは肝要である。」

「別室に連れて行った際、他の教職員の立ち会いの上で指導を行い、保護者に対して頭髪を整えるよう連絡をするべきであった。」

### 【生徒や保護者の心情等】

< 当該生徒 >

「髪を切りに行く時間がなかったのに、先生はそのことを尋ねてもくれなかった。」

「自分だけがよく注意される。」

< 保護者 >

「保護者に指導の経緯をきちんと説明した上で、対応してほしい。」

### 【事案による影響等】

当該生徒は、髪を切ったことで、他の生徒たちから、からかわれるようになり、不登校に陥った。

E教諭はこの指導の結果、他の女子生徒たちからの信頼を失った。

### 【対処方法の一例】

児童生徒の話にしっかりと耳を傾けながら、指示を守らなかった点については反省する姿勢を引き出すように努める。

生徒指導を行う際の基準を明確に示し、学年・学級間で統一したブレのない指導を行う。また、指導基準について、児童生徒及び保護者に対してあらゆる機会を通じて周知徹底を図っておく。

児童生徒に対して指導の意図やねらいに加えて、ルールを守ることの重要性について粘り強く指導を行うとともに、保護者との連携を密にして改善に向けて取り組むようにする。

生徒会活動における「さわやか運動」の推進を通して学校全体の規範意識を高める。

## 事例6（部活動中の事例）

部活動中に男子生徒が、何度注意しても緩慢なプレーを続けたため、顧問であるF教諭が、当該生徒へ叱咤激励の意味で頬を平手で1回たたいた。

当該生徒は、その後も練習を続けたが、家に帰り、耳の聞こえの不調を親に訴えた。翌日、耳鼻科で受診したところ、左耳の鼓膜損傷という診断を受けた。

### 【F教諭の心理・判断】

「当該生徒は、チームの要であり、期待も大きな選手であるが、指導を繰り返しても要求するようなプレーができず、意識的に厳しい指導を行った。」

「部活動でよい成績を収めさせ、生徒たちに達成感を味わわせたいという気持ちだったので、厳しい指導をしても理解してもらえんと思っていた。」

試合に勝たせてやるという自己本位の考えに陥るようになり、スポーツの楽しさを教えることや生徒たちの連帯感を高めるといった部活動本来の目的を見失ってしまった。

### 【生徒や保護者の心情等】

< 当該生徒 >

「練習に一生懸命取り組んでいるのに、たたかれて部活動に行くのが嫌になった。」

「顧問の先生の指導に理不尽さを感じているが、怖くて逆らえない。」

< 保護者 >

「強くしたい気持ちは分かるが、いつも熱心に部活動に参加していた子どもの心を傷つけるような指導はやめてほしい。」

### 【事案による影響等】

当該生徒は、その後部活動に参加できなくなった。F教諭と当該生徒の関係は、こじれたままである。保護者により、傷害事件として警察に訴えられた。

### 【対処方法の一例】

日頃から生徒の能力等に応じた技能の向上を目指す練習を取り入れ、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養とともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う。

部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導に当たる。

学校、部活動指導者（外部指導者も含む）及び保護者が、体罰のない部活動運営に関する共通理解を持つ場を設ける。

科学的根拠を持ったトレーニング方法や理論など、できるだけ多くの情報を集め、それをもとに工夫ある指導ができるように、各種研修会に積極的に参加し、スポーツの指導方法に対する研鑽を深める。

## 事例7（特別な配慮を要する児童生徒に対する事例）

日頃から特別な配慮を要する女子生徒が、授業に集中せず、頻繁に私語を行っていた。注意を促しても鼻歌を歌う状況になったため、G教諭は頭を平手で1回たたいた。その行為に生徒は逆上し、「教員がそんなことをしていいのか」とわめき、G教諭に対して暴言を数々吐いた。

### 【G教諭の心理・判断】

「授業をまじめに受けている生徒が多数を占める中、女子生徒による私語などが続けば授業の進行に大きな支障が生じる。」

「女子生徒に対する指導を行い、集団の一員としての自覚を持たせる必要がある。」

「当該生徒を落ち着かせ、話を聞きながら指導することが大切である。」

「女子生徒に対して、より多面的な理解を深める必要があった。」

### 【生徒や保護者の心情等】

<当該生徒>

「何も悪いことはしていない。どうして先生は自分のことを分かってくれないのだろうか。」

<保護者>

「もっと子どもに対する理解を深め、状況に応じた指導を行ってほしい。」

### 【事案による影響等】

当該生徒の行動を迷惑だと考えていた周囲の生徒たちに対して、暴力で問題を解決できるといった間違った認識を植え付けた。

もともと人間関係を築くことが不得手であった当該生徒が、ますます周囲から疎外されるようになった。

### 【対処方法の一例】

教職員が児童生徒の視点に立ち、個々の状態を正しく理解した上で、児童生徒の発達段階や実態等を考慮し、効果的に学習できるよう指導する。

注意や叱責で問題となる行動をやめさせるよりも、認められる行動をその都度具体的に教える。

児童生徒の興味・関心を高め、主体的に学習に取り組めるような学習環境、学習活動及び教材・教具を工夫する。

児童生徒の取組をきめ細かに観察し、学習への意欲や自信を高めるような声かけや評価を行う。

特別な配慮が必要な児童生徒への適切な対応方法について、学校内で共通理解を図るとともに、予め児童生徒及び保護者に周知しておく。



## 7 体罰根絶に向けたチェックリスト

自分の指導を振り返るためのものです。4段階で自己評価をしてください。年数回自己診断を行い、自己理解を深め、体罰根絶に努めましょう。

### 【教職員】

No.	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	児童生徒の言動や態度に、感情的にならず、冷静に対応している。	4	3	2	1
2	児童生徒に肉体的・精神的な苦痛を与えることがないよう、言動には気を配っている。	4	3	2	1
3	集団の前で一人の児童生徒を叱責することがないようにしている。	4	3	2	1
4	児童生徒の話をしっかり聞くなど、原因を明らかにしてから冷静に指導するよう心掛けている。	4	3	2	1
5	自分の指導方法について、他の教職員と話し合っている。	4	3	2	1
6	自分の指導について、保護者や他の教職員から体罰ではないかと指摘されたことはない。	4	3	2	1
7	他の職員の体罰を見て見ぬふりをすることはない。	4	3	2	1
8	児童生徒や保護者と信頼関係があったとしても、体罰を行うことは許されないと思っている。	4	3	2	1
9	威圧的な態度で指導しないよう心掛けている。	4	3	2	1
10	厳しい指導と体罰は別物だと思っている。	4	3	2	1
11	その時の体調や気持ちに左右されず、冷静な指導に努めている。	4	3	2	1
12	問題事案が起きた時、管理職員に報告するよう心掛けている。	4	3	2	1
13	部活動で成績や結果を出そうという自己本位の思いによらず、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うよう努めている。	4	3	2	1
14	児童生徒の特性等を十分に把握して指導している。	4	3	2	1
15	体罰について管理職員から指導があった時、自分の問題として考えている。	4	3	2	1
16	他の教職員が体罰を起こしそうな場面に遭遇したときには、未然防止の観点から適切な対応ができる。	4	3	2	1
17	指導に当たっては、必要に応じて複数の教員で対応している。	4	3	2	1
18	スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員と連携して指導に当たっている。	4	3	2	1

【自己評価： 4：全くその通り 3：その通り 2：そうではない 1：全くそうではない】

【管理職員】

No.	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	体罰の根絶について平素から教職員に指導の徹底を図っている。	4	3	2	1
2	体罰について、この程度なら問題ないという安易な雰囲気が生じないように努めている。	4	3	2	1
3	教職員の実績等にとらわれることなく、それぞれの取組を適切に評価し、助言している。	4	3	2	1
4	指導が困難な場面における対処方法等、体罰によらない指導の在り方を取り上げるなど実践的研修を行っている。	4	3	2	1
5	教職員が相互に相談し合える同僚性や学校のチーム力が高まるような働きかけを行っている。	4	3	2	1
6	児童生徒に対する指導について、特定の教職員だけに任せきりにすることなく、組織的に取り組んでいる。	4	3	2	1
7	管理職員への報告、連絡、相談体制が整っており、教職員にも周知している。	4	3	2	1
8	児童生徒が教職員に相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに努めている。	4	3	2	1
9	校内巡回等で、教職員の児童生徒への指導状況を十分把握している。	4	3	2	1
10	教職員との面談等において体罰根絶の観点から指導助言を定期的に行っている。	4	3	2	1

【自己評価： 4：全くその通り 3：その通り 2：そうではない 1：全くそうではない】

**私の「体罰」根絶宣言**

私は、「体罰」の根絶を目指して、次の行動を積極的に行います。

○ \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_自署

## 《参考資料》

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（通知）

24文科初第1269号 平成25年3月13日 文部科学省

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

## 記

### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

### 2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、

健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

- (2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

### 3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

### 4 体罰の防止と組織的な指導体制について

#### (1) 体罰の防止

教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

#### (2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

校長は、教員に対し、万が一が体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整

備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

## 5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。  
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

### 【別紙】 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

#### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
  - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
  - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
  - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
  - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
  - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
  - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出る

ことを許さない。

- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

## 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（通知）

18文科初第1019号 平成19年2月5日 文部科学省

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

### 記

#### 1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

## 2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。  
学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。  
市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。  
都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。  
地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。
- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)による。

## 3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け 法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。



## 【別紙】 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

### 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

ガイドライン 体罰の根絶に向けて  
—指導力のさらなる向上を図るために—

平成25年5月 初版発行  
平成31年4月 改訂版初版発行

編集者 長崎県教育委員会